

第4号議案 規約改正

情報ネットワーク法学会規約第17条（任期）に、以下を第4項として追加する

4. 理事を指名する団体会員については連続した期において指名を行うことについて特段の制限はないが、団体会員が指名する理事については第1項及び第2項の適用がある。

（参考）第17条（任期）

1. 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、理事は連続して3期再任されることはできない。
2. 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。ただし、理事長は連続して3期再任されることはできない。
3. 補充理事または監事の任期は、前任者の残存期間とする。

理由： 現規定には理事を指名する団体会員についての制限に関する記載はないが、制限がないことを確認するため明文化した。

以上